

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

磐梯町建設課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になりました

- 令和元年10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されました。
 - 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となり、指定の更新がされない場合は失効となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますので、ご注意ください。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日(1年)
平成11年4年1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日(2年)
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日(3年)
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日(4年)
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日(5年)

●指定更新の要件は新規指定と同様となります。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

更新の申請期間は対象となる工事事業者様宛に、郵送にてお知らせします。

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書(様式第1)
- ・誓約書(様式第2)
- ・主任技術者選任届出書(様式第3)
(免状や技術者証等の確認書類)
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・事務所位置図及び写真

◎指定更新手数料 10,000円

◎指定更新申請時に業務内容や主任技術者等の研修会の受講状況、有資格者の従事状況等の確認を行います。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に従い、適正に給水装置工事事業者の事業を運営していることを確認します。

◇更新申請についてのお問い合わせは
磐梯町建設課 TEL:0242-74-1228